

## 第478回宮城海区漁業調整委員会議事録

### 委員会の招集

- (1) 招集者 会長 關 哲 夫
- (2) 発送年月日 令和3年6月3日(木曜日)

### 委員会の開催

- (1) 日 時 令和3年6月10日(木曜日)
  - 開会 午後2時30分
  - 閉会 午後4時35分
- (2) 場 所 行政庁舎9階 第1会議室

### 議題

#### 審議事項

- (1) 小型機船底びき網漁業の制限措置(案)等について
- (2) 宮城県資源管理方針の変更について

#### 報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び70周年記念大会について

#### その他

### 出席委員

会 長	關 哲 夫	委 員	伊 藤 新 造
会長代理	岩 沼 徳 衛	〃	千 葉 富 夫
会長代理	鈴 木 政 志	〃	平 井 光 行
委 員	高 橋 平 勝	〃	舘 田 あゆみ
〃	菊 田 守	〃	尾 定 誠
〃	高 橋 一 郎	〃	石 森 裕 治
〃	大 江 清 明	〃	木 村 千 之

” 鈴木章登

執行部（事務局）出席者  
別紙のとおり

○事務局 鈴木総括次長

定刻となりましたので、ただ今から第478回宮城海区漁業調整委員会を開催いたします。

本日の委員の出席状況は、15名全員が御出席されておりますので、漁業法第145条の規定による過半数を満たしており、本委員会は成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、開会の挨拶を關会長からお願いいたします。

○關会長  
(挨拶)

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

続きまして、宮城県水産林政部 石田副部長から御挨拶をお願いいたします。

○石田副部長  
(挨拶)

○事務局 鈴木総括次長

ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。配布資料には右上に番号を振っております。次第、名簿に続きまして、資料1といたしまして、審議事項(1)「小型機船底びき網漁業の制限措置(案)等について」、資料2といたしまして、審議事項(2)「宮城県資源管理方針の変更について」、資料3といたしまして、報告事項「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び70周年記念大会について」、その他といたしまして、「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～開催記念100日前イベントについて」以上4種類の資料となっております。御確認いただき、不足等がありましたら事務局にお声がけください。

それでは議事に入らせていただきます。關会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○關会長

それでは議事に入りますが、その前に議事録署名委員の指名を行いたいと思います。

4番の高橋平勝委員、11番の平井委員に議事録署名委員を指名申し上げますのでよろしく申し上げます。

それでは、お手元の会議次第により議事を進めて参りますので、よろしく申し上げます。

## 【 審 議 事 項 】

### ○關会長

審議事項（１）「小型機船底びき網漁業の制限措置（案）等について」を上程いたします。県から説明をお願いします。

長谷川課長、お願いします。

### ○水産業振興課 長谷川課長

小型機船底びき網漁業の制限措置（案）等について御説明をさせていただきます。

知事許可漁業におきましては、県の漁業調整規則に基づいて許可を出しておりますが、今般の改正漁業法によりまして、国の許可、大臣許可漁業の規定に準じた新たな手続きが導入されまして、海区漁業調整委員会に意見を聴いて定める制限措置により許可を規制するものとなりました。これまで当委員会におきましては、前回は機船船びき網漁業、それから前々回は潜水器漁業と地びき網漁業、この制限措置等について御審議をいただいております。

今回は小型機船底びき網漁業の許可に係る制限措置の内容につきまして、漁業法第５８条において準用する同法第４２条第３項の規定に基づいて、皆様に御審議をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。詳細につきましては担当から御説明申し上げます。

### ○關会長

はい。担当は本田さんですね。

よろしく願いします。

### ○水産業振興課 本田技術主査

資料１を用いまして説明させていただきます。資料１ホチキス留めで分けてございまして、小さいクリップ留めをちょっと外して閲覧をお願いいたします。

まず、資料１の綴りからでございまして、１枚おめくりください。まず、１ページとしまして今回の諮問文書の写しとしてございまして、

１枚めくっていただきまして横面となっております。２ページからが今回の審議内容１つ目の小型機船底びき網漁業の制限措置がこの一覧表でございまして、２ページから３ページ、４ページと続いてございまして、

４ページ御覧いただきまして、一番下に申請すべき期間としてございまして、

一旦、５ページ、６ページが許可の基準でございまして、制限措置で何隻許可としますという数に対して、その公示枠を超えて申請があつて、適格性を有する者がいた場合の優先順位でございまして、

一旦、次の資料を説明させていただきます。資料１－１をお願いいたします。こちらは今回の説明概要でございまして、まず（１）の審議内容を今申し上げました、先ほどの資料１の内容でございまして、制限措置、申請期間、許可の基準でございまして、対象漁業は小型機船底びき網漁業でございまして、種類としまして１年許可と３年許可のものがござい

まして、1つは貝桁漁業5トン未満の1年許可、それから10トン未満の貝桁漁業、3年許可がございます。それから板びき網漁業としまして、かけまわし、板びき、貝桁の許可の組み合わせで出している3年許可がございます。

概要でございますが、まず(1)の①5トン未満の貝桁でございますが、こちらはですね、仙南4地区の漁協支所が免許を受けた共同漁業権の区域内で、総トン数5トン未満の船舶で組合員が営む漁業でございます。昭和40年から50年代にかけて調整してきた経過により細分化した許可方針がございまして、昨年度から組合さんと協議の上で、その許可内容を整理する案を作ってきてございます。許可の対象は、その免許を受けた漁協と共同経営する支所組合員でございます。それから操業区域としましては、共同漁業権の区域内でございまして、支所ごとに今回整理をしております。それから許可の有効期間を今回1年から3年へ変更したいという案でございます。それから、次に10トン未満の貝桁漁業につきましては、許可内容等の変更はございません。

それから、次(2)の板びき網漁業、こちらの3年許可でございますが、こちらにつきましては、漁業法及び漁業調整規則で禁止区域等を定められておまして、それらの規定、それから国で都道府県別の許可上限を定めておまして、それをもとに許可をしてきたという漁業でございます。こちらも許可内容等の変更はございません。これらいずれの漁業種類も制限措置における許可等すべき隻数としましては、令和2年12月改正法施行時点、現時点の許認可隻数を基準としてございます。

次のページ、資料をお願いいたします。資料1の2でございまして、漁業許可の概要からでございます。ちょっとかいつまんで説明させていただきますが、まず、小型機船底びき網漁業はですね、漁業法の規定で総トン数15トン未満の動力漁船により、底びき網を使用して行う漁業ということで、省令で定義づけされておまして、この表を御覧いただきますと、旧法ではいわゆる法定知事許可漁業と言われていたものでして、改正法後はですね、その名称がなくなって省令で定める漁業という形になるんですが、知事許可漁業のほとんどは漁業調整規則で定められているのですが、4つの知事許可漁業だけ省令で定められておまして、広域的な見地から国の方で定めているというもので、小型機船底びき網漁業がそこに当たるということでございます。こちら下の図が分類でございまして、①から⑤までの分類がございまして、本県の許可の実態としましては、左側の①番、③番、⑤番の漁業種類がございまして、

一旦、次の裏面2ページをお願いいたします。まず、3番の上の表が、今、本県で漁業許可として実態がある漁業が右側に記載してございまして、今回の審議対象が下線部を引いたところでございます。次に4番でございまして、小型機船底びき網漁業につきましては、漁業法に基づく省令ですとか県の漁業調整規則でですね、ここに記載のような規定がございまして、禁止期間、禁止区域、それから漁具漁法の禁止制限等、分類によって複雑な規定がございまして、例えば、右の図面を見ていただきますと、この太線で陸側まで囲んでいる区域内がいわゆる小底禁止ラインと言われてまして、この内側では操業出来ないと。ただし、第一種共同漁業権に基づく手繰第三種、貝桁等は除くというような規定ですとか、それからこの図面の区域Bのところですね、網口開口板を使用した操業は禁止されているんですが、この区域Bについてはそれを解除しますとか、そういった規定がございまして、

次のページ、3ページをお願いいたします。まず、その許可の実際の具体的な内容でござい

まして、1年許可の仙南地区5トン未満の貝桁漁業でございます。こちらにつきましては、仙南4地区の漁協支所組合員がですね、共同漁業権の区域内であかがい、ほっきがい、こたまがいを漁獲する漁業でございます。昭和40年代以降、仙南4地区の地区ごとに複数の漁業許可方針を定めまして、組合を主体に操業管理規程を策定して、資源管理を行ってきたという漁業でございます。図面で参考まで、あかがい、ほっきがい、こたまがいの支所別水揚げ実績を載せてございます。

次のページ、4ページをお願いいたします。許可の概要としておりまして、こちらはこれまで1年許可としておりまして、仙南地区のですね、図面の実線になっている区域が実際の共同漁業権の区域になります。6番の許可の対象ということで、今回、制限措置という漁業を営む者の資格でございますが、許可の対象としては、操業区域に係る第一種共同漁業権の組合員行使権を有し、当該漁業権の免許を受けた漁協、支所と共同して当該漁業を営もうとする者と、許可等すべき隻数としましては、令和2年12月法施行時点の現在の許認可隻数とすると。ただし、亘理につきましては、現行の許可方針で上限がございまして、5隻ということにしております。あわせてですね、7番の許可方針の整理ということで、これまで昭和40年代から策定した方針を1つに統合したというようなことがございます。

次のページ、A3の資料をお願いいたします。こちら整理した概要なんですけども、左側から見ていただきますと、仙南4地区の組合の支所名でございまして、その次に許可番号、許可方針も4種類ございまして、漁業種類から漁業時期等の組み合わせが多く、許可番号の数だけこれまで許可が細分化してございました。この部分を組合さんとも協議の上で、まず統合を整理していくということで、今回見直し案ということで、右側に記載してございますが、まずは支所単位で1つの制限措置ということで統合した形としてございます。

次のページをお願いいたします。次に許可の有効期間でございますが、これは真ん中の表に記載してございますが、今までこの仙南5トン未満の貝桁漁業につきましては、従前1年で許可しておりまして、漁業調整規則では3年を基本とすると、海区委員会の意見を聴いて短く出来るということで運用してございましたが、今回、改正法に合わせて、新たな規則を制定して、一旦、3年という形に今なっておりますが、今回の審議のタイミングで、基本の3年に実質延長という形にしたいという案でございまして、変更理由としましては、今、説明してまいりましたが、その仙南4地区の支所がですね、共同漁業権の区域内で、漁業権対象魚種を漁獲する漁業ということで、昭和40年代からその資源管理の持続的に漁業する体制が出来ているという部分と、あとは漁業権の区域内で漁業調整上も支障はないということから今回3年に変更したいという案でございます。

次のページをお願いいたします。次はですね、3年許可の方の小型機船底びき網漁業になりまして、こちらは、これまで国が都道府県別に許可隻数の上限を定めておりまして、これまで定数漁業とかと言っていたのですが、それをもとに許可処分を行ってまいりました。あわせて3年許可として、定数漁業ではないんですが、10トン未満の貝桁というのもございました。これらの漁業はですね、ここに記載の魚種をはじめ、そこを中心に幅広い魚種を漁獲しているということで、グラフにですね、こちら小底全体の漁獲実績になるんですが参考資料として掲載してございます。

次のページ、16ページお願いいたします。こちら、3つの漁業種類を組み合わせた許可を出しておりまして、漁業種類別にですね、非常に複雑な操業条件がございます。次に4番の許可又は起業の認可をすべき船舶等の数ということで、まず1つ目ですね、これまで旧定数漁業でございますが、国が定める許可枠につきましては、今回この海区委員会で意見を聴くこの制限措置の仕組みが出来たことで、国の枠は撤廃されまして、この制限措置で定めるとい形になりましたが、これまでこの隻数で漁業秩序を維持した経過がございますので、令和2年12月時点の許認可隻数ということで、40隻から1隻減となっております。39隻ということでこれを公示枠としてございます。10トン未満貝桁についても、同様に12月時点の隻数としてございます。なお、この表がございまして、後程説明します制限措置、かなり細分化されていまして、この行の数だけ制限措置がございまして、この上、右側を見ていただきますと39でございまして、これを全部足し算すると、39になるというような内訳となっております。

次のページからは仙南5トン未満の貝桁の許可方針を整理した案でございます。こちらは説明を割愛させていただきます。ここまででして、もう1度資料1の冊子とですね、資料1-1と一緒に御覧いただきたいと思っております。

資料1の2ページ横面を御覧ください。ここから制限措置ですね、(1)貝桁漁業、2ページですね、こちらが仙南5トン未満の1年許可でございまして、1行ずつですね、上から仙台支所、仙南支所、関上、亘理、それから3ページが山元の組合員を対象にした制限措置となっております。3ページの(2)ですね、こちらは3年許可の方になりまして、3ページから4ページを見ていただきますと、4ページの1番下にある手繰第三種貝桁漁業、右側に20隻とございますが、これは今まで定数外とされていた貝桁でして、それ以外を足し算すると39隻になるという今まで定数漁業と呼ばれたものでございます。1番下の申請すべき期間としては、令和3年7月2日から令和3年8月3日までとさせていただきます。

最後に5ページからでございますが、こちらは許可の基準でございます。仙南地区5トン未満の許可の基準につきましては、(1)として、現に許可を受けて実績を有する者又は起業の認可を受けている者を優先順位1位として、(2)を新規に希望する者としまして、以降の順位はこれまでの他漁業と同様の優先順位としてでございます。

最後に裏面をお願いします。こちらは3年許可の小底の基準でございまして、こちら優先順位1位として、現に許可を受けて実績を有する者又は認可を受けている者で、有効期間の満了に伴い、同一の内容で申請した者としてでございます。(2)現に許可を受けている者で同一の内容で申請した者、(3)過去に許可を受けて実績がある者、最後に新規に許可を希望する者という形にしてございます。説明については以上になります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○關会長

本田さんから詳細な説明が終わりましたので、質疑に入ります。

御質問等ございましたら御発言をお願いします。

なお、発言に対しましては、例のとおり挙手の上議長の指名を得てから、番号と氏名を述べて御発言をお願いします。御意見ございませぬか。制限措置の内容につきましては、今までにない複雑な長い内容でしたが、関係するのは伊藤さんぐらいですかね。御意見ご

ございませんか。

○伊藤委員

この部分については、事前に説明等を聞いておりましたので、私の方では異論はありません。この内容については、今までの一連の許可と内容も同じなもので。

○關会長

はい。実際関係しておられる伊藤さん、各組合とも調整が済んでおられるような御説明でしたし、内容について伊藤委員からも妥当だという御発言ですが、他に何か御意見ございませんでしょうか。

○關会長

はい、どうぞ。高橋委員、どうぞ。

○高橋委員

確かに今まで毎年毎年申請して手続き等漁協の職員たちが関わっているんですが、それが3年に一遍にですね、手間も省けるしかえって良かったのかなと。そういう体系は何ら変わりがないということですね、国の方針に沿って、結構だなと私は思いました。以上です。

○關会長

どうもありがとうございます。

関係者から大変ありがたいという御発言ですが、その他の御意見ございませんでしょうか。

なければ、県から諮問のあった「小型機船底びき網漁業の制限措置（案）等について」は、原案とおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。

異議なしと認め、令和3年6月9日付け、水振第254号により諮問のあったこのことについては原案とおりで差し支えない旨答申することといたします。

○關会長

次に、審議事項（2）「宮城県資源管理方針の変更について」を上程いたします。県から説明をお願いします。

佐藤課長をお願いします。

○水産業基盤整備課 佐藤課長

今回は、宮城県資源管理方針の変更についてということで諮問をさせていただきます。

今回の第22期委員の皆様となりまして、資源管理方針に関する案件というのは今回が初めてということでもございますので、お手元にパンフレットを配布させていただいてございます。これについて、まず簡単に説明してから内容の説明に入らせていただきます。

パンフレットの表題が「沿岸漁業者の皆様へ」ということで「新しい資源管理の話」というふうに副題がついてございます。昨年12月に改正漁業法が施行されまして、その改正の趣旨として最も大きなものに、資源管理制度の見直しというのが挙げられます。資源管理制度の大きな柱は、いわゆるTAC制度、漁獲可能量を管理していくという制度になってございます。今回の改正漁業法の中でも、資源管理についてはTACによる管理を基本として行うということが明確に規定されました。おさらいとして、パンフレットの中身を御説明いたします。

まずですね、6ページをお開きいただきます。6ページの下に、これ言わずもがななんですけども、TACの考え方が書いてございます。下の絵で説明いたしますが、現在ということで書いてありますが、左側の青い線の四角と右側の緑色の線の四角、これがいわゆる資源全体の資源量ということになります。このうち、左側の6匹ありますがこれを漁獲可能量、6匹まで獲っていいですよというふうにいたします。右側の7匹は残します、13匹あったやつのうち7匹残します。この7匹残すと、この次の年にまた箱が二つございますけれども、合わせて16匹になるわけですけども、9匹獲ってもいいですよ、また7匹残しましょうね。そして一番下の3段目になりますと、11匹獲ってもいいですよ、10匹残しましょうねというふうに全体の資源量も増えますし、獲っていい量も増えていきますということで管理していきましょうというのが簡単なTAC制度の概要でございます。そうした中で、じゃあどこまで増やせばいいんだという話になりますけれども、これこの脇の模式図があります左側の5ページの方にもありますけれども、左側の5ページの方で御説明させていただきますと、資源量というのが下に書いてありまして、右側が資源量が多いですよ、左側は資源量が少ないですよ、上の方にいくと回復量というのがございます。例えばこの緑色のBという矢印で説明いたしますと、資源量としてはあまり多くはありません。左寄りの方にあります回復量というのは、ここまで獲ればまた同じ量を回復するのでこのくらいは取っていいですよという量になります。ただしこの量を取ってしまうと、資源量はBのままで右側の方にはいきません。一番右側のDという矢印があります。資源量が非常に多いので、もっと獲っていいんじゃないかということになるんですけども、あまりにも資源量が多過ぎますと、例えば餌の競合ですとか、或いは魚が小型化してしまうというふうなことで魚にとっては必ずしも良い環境ではないというふうな過程がございまして。ということで、このBという資源量、多い資源量を維持するためには、このDという矢印（縦の矢印）この量しか獲れませんということに逆になってしまうということでございます。

然らばどこを目指すべきかということで、当然ながらこの真ん中のCというところですけども、Cというところの赤い矢印は回復量、獲ってもいいですよという量が一番多い量ということになります。資源量は多くはない、少なくともないけれど、ほどほどに良いところ、回復量が一番良いということは魚にとっても一番良いということで、人間にとって



も魚にとっても一番都合のいい量を獲っていきましようというのが、そういうふうな数値を見つけて管理していきましようというふうなことで、今回の資源管理制度というのは設定されてございます。

2ページお開きください。簡単にそうは言うんですけども、どうやってやっていくということなんですが、下の箱がいろいろな色の箱がありますけれども、左上に資源調査というのがあります。当然、資源量を見るためには調査をしなければなりません。行政機関、研究機関がありますけれども、ここに漁業者という記述もございます。1個目の丸のすぐ下に漁獲情報、漁獲量というのがあります。それから一番下の4つ目の丸のすぐ下に操業場所、操業時期ということがございます。行政機関も調査をいたしますけれども、例えば漁業者の皆様から頂く漁獲成績報告書などのデータも、この資源調査のためには非常に重要なデータになっていますということでございます。その真ん中緑の箱にいきましてそういった調査結果をもとに資源評価という作業をいたします。今、資源量はどれくらいなんだろうかと、それから船の隻数とかトン数とか馬力とか、いわゆる漁獲の強さは適当なんだろうかとということの評価をいたしまして、緑の箱のマルの2つ目に資源管理目標の案、先ほど申しました一番都合のいい資源量っていうのはどのくらいなんだろうかとこのことを評価いたします。それをその右側に行きまして、関係者の皆様に説明をいたしまして、そのためにはこれからどういうふうな管理をしていかなきゃいけないか、簡単に言えばどれくらい我慢しなきゃいけないか、というのを皆様の意見を聞きます。これたまに新聞に載ってますけど、ステーキホルダー会議ということで水産庁の方で関係漁業者を集めて会議をいたします。その下にいきまして、資源管理措置ということでいよいよこの管理が開始いたします。この左側がTAC、IQ、TACが漁獲可能量、IQは個別割当ということなんですけど、まだこの個別割当を正式に採用している漁業種類、漁種はありません。右側の資源管理協定というのは、TAC以外の自主的な取り組みです。例えばうちの県で言いますと、ランプ網とかさけの刺し網なんかで休漁日を設定したり、或いは皆様御存知のとおり、ひらめやまこがれいで体長制限なんかをします。こういった自主的な取り組みと併せて資源管理をしていきましようということで、それを最終的に水揚げのデータを管理して、それをここグルグルグルグルまわして行って、今どれくらいの資源量でどれくらい獲っているのかというふうなことを管理していくということです。

1枚おめくりいただいて、4ページをお開きください。下に資源評価対象種の拡大というふうに書いてございます。今回の水産改革の中で今現在ですね、平成30年は50種と書いてありますけれども、今現在でも資源評価、調査とかの評価の対象になっているのは50種前後になってございます。この50種のうち8種類について漁獲可能量のTAC設定がされてございます。この8種類ですと、現在、日本の漁獲量の約6割ぐらいがこの8種類のTACの管理の中にあるというふうなことでございまして、これを一番右側、令和5年度の目標といたしましては、資源評価対象種200種類ぐらいまで増やしていきましよう。で、このうち最大で、今8種類なんですけれども、20種類程度についてTAC管理、漁獲可能量管理をしていきましようということになると、全漁獲量の大体8割ぐらいを目標にTACで管理していきましようというふうな計画で、今、国或いは各都道府県含めて取り組んでいるということでございます。ちなみにTACの50種に対して8種類、200種に対して20種類ということなんですけど、TAC管理をするためには、水揚げ

量を管理区分ごとにリアルタイムで把握できないとストップ、ゴーがかけられないので、その管理ができるかどうかというのは1つのTACを設定できるかどうかの違いというふうになってございます。

資料2にお戻りいただきたいと思います。資料2, 3枚ほどおめくりいただきまして4ページになります。先ほど申し上げました8種類のTACなんですけれども、パンフレットにも資料にもないんですが、この8種類の漁獲可能量というのは、管理区分という区分がございまして、簡単に言えば大臣、国で管理する部分、これは例えば大中型まき網ですとかさんま棒受け網なんかで獲る分、これは国が管理しますよということで大臣管理分ということになっていて、県が管理する分、8種類の中で県が管理する数量については、うちで言えば定置網ですとか小型底びき網ですとかで獲る、管理する分、これについてはこの4ページにありますとおり、各県ごとに、宮城県の場合は宮城県資源管理方針を海区調整委員会の御意見を伺った上でこれを策定し、その中で管理していくということになってございます。御覧のとおり令和2年12月1日施行ということで、改正漁業法が施行されたのと同じ日付でこの宮城県資源管理方針というのも設定されてございます。今回の件、28ページなんですけれども、本県に数量が配分されている資源管理漁獲可能量、配分されているのが第1のまいわし太平洋系群というのから、次のページの裏ですね、第9ずわいがに太平洋北部系群というところまででございます。これ第9までであるので、8種類って言ったのではないかということなんですけれども、戻っていただくと、28ページの第4がくろまぐろの小型魚っていうのがあって、29ページがくろまぐろの大型魚っていうのがございます。くろまぐろが大型と小型に分かれているので、第9まであるんですけれども、8種類全てのTAC魚種が、宮城県については配分されているということになります。当然ですが、例えばさんまが沖縄に配分されないとかですね、他の県ではこの8種じゃなくて4種類とか5種類とかの配分という県もありますが、宮城県の場合は8種類全て配分されているということでございます。

今回このうちですね、2つの魚種について新たな配分があったということで追加になるということと、3つの魚種について数量の変更があったということで、この資源管理方針を改正する必要があるということで、今回、海区漁業調整委員会の方に諮問させていただいたという件でございます。

内容については担当の方から御説明をさせていただきます。長い前触れで申し訳ございませんでした。よろしく御審議お願いいたします。

○關会長

佐藤課長から今度は渡邊主査ですか。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

はい、資料2を用いまして宮城県資源管理方針の変更について御説明させていただきます。

まず、資料の方1枚おめくりいただきまして、下のページ1ページといたしまして、今回諮問という形で出させていただいた文書の写しをお示してございます。

さらにもう1枚おめくりいただいでよろしいでしょうか。宮城県資源管理方針の変更

ついてということで、1枚もの、今日これから御説明いたしますものすべてをまとめた最初のページになってございます。変更の理由ですけれども、ただいま佐藤課長が申し上げましたとおり、新しい方針、方向性を示したものを作ること及び数量についての管理の変更があったと、こういったことがその変更の理由になってございます。少しですね、ここ煩雑ですので、現在の法体系でどうなっているかをですね、お隣の3ページのカラー刷りのものですが、こちらちょっと横にさせていただいて御覧いただいでよろしいでしょうか。こちら御覧いただきますと、改正漁業法における漁獲可能量管理の枠組みという表題がございまして、下の方を御覧いただきますと、中ほどちょっと右の方に点線がございまして、左側と右側にそれぞれ分かれてございます。まず、この点線から左側ですが、こちら資源を管理するにあたって方向性的なもの、指針、そういったものを定めなさいっていったものを定められてございます。

特定水産資源が定める段階に定めておくものとしたしまして、この第9条というのは漁業法のことでございますけれども、この中で資源評価をやっていきますと示してございます。さらに下の矢印を御覧いただきますと、資源管理基本方針第11条とございます。この枠は、国としてどのように管理していくかというのを示してございまして、中を御覧いただきますと、第22条で資源管理目標を定めるということ、さらに下の方から2つ目、青枠ですが、漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準を設定することと定めてございます。これは国がする作業ということでございます。さらに、下の方の矢印を御覧いただきますと、第14条といたしまして、都道府県資源管理方針と記載がございまして、この中では、都道府県がそれぞれ自県の必要に応じて方向性を定めたものを記し作りなさいということを書いているところでございます。

この資源管理方針ですが、実際には昨年、令和2年の12月に施行されまして、その時点で県の方も策定してございますが、今回、管理期間の違いからまさば及びごまさば及びずわいがに太平洋北部系群、これらは7月から管理が始まるのですが、それに先立って作りなさいということで今回追加という形のものとなっております。

今御覧いただきました点線から左側が方向性を示したものですが、今度は変わって点線から右側の方を御覧ください。こちらの方は、管理年度ごとに定めるものというものが上段に記されてございます。先ほど御覧いただきました左側の方、国ないし下の方の県の方から右に矢印が伸びておりまして、それぞれが定めた管理方針に基づいて、まず、国の方におきましては、漁獲可能量、第15条におきまして前提を定めなさいということでございます。さらに、それを受けて一番下右下にございますが、知事管理量を第16条、この中で都道府県がそれに基づいて定めなさいということになっております。この右側に基づいてこちら管理年度ごとですので、1年単位で見ていきますが、今回新しく計画といたしまして、まさば及びごまさば及びずわいがにについて、計画の方向性を示しましたので、それに基づいて新しく管理、数量を定めるというもの。またですね、他にまいわしとくろまぐろにつきましては、すでに策定してございますが、その後、変更がございましたので、こちらあわせて報告させていただくということが全体の概要になってございます。

それでは1ページ、2ページの方にお戻りいただいでよろしいでしょうか。2ページの2に策定内容と記載してございます。ここが、今回御審議いただく内容の中身と結果をここに、まず、お示したものでございます。(1)といたしまして、まさば及びごまさば太

平洋系群及びずわいがに太平洋北部系群につきまして、新しい方向性の指針を作成すること、また、それとともに、資源管理量を記載すること、ここでは現行水準というふうに配分がありましたので結果を記載してございますが、こういったところになります。

続きまして(2)ですけれども、まいわし太平洋系群と記載ございます。こちらすでに、昨年12月に御審議いただいて、1月からの管理で3万4,400トンという配分がございまして、その後の漁業の実態に合わせまして、現在、水産庁から2万4,000トン追加ございまして、最終的に5万8,400トンとなっております。こちらがまいわしでございます。続きまして(3)くろまぐろでございますが、くろまぐろ、先ほど佐藤課長から説明ありましたように、小型と大型分けて管理しておりますので、分かれた記載がここに記されてございます。まず、小型魚につきましては、当初、4月1日からの管理になりますけれども52.9トンで配分されておりましたが、その後、19トン増えまして71.9トン、くろまぐろの大型魚につきましては、当初20.5トンでしたが、その後、7.9トン増えまして28.4トンとなっております。詳細この後説明させていただきます。

最後(4)といたしまして、さんまですけれども、さんまは現行水準という管理、これも今年の1月から始まっておりますが、そのもの自体は変更ございませんが、資源評価の結果、数量というものございまして、それが減枠になったということでこちら報告として入れさせていただきます。この後ですね御説明させていただくものはこの4つになりますが、この後、詳細を説明させていただきたいと思っております。

資料の方ですね、4ページをお開きいただいてよろしいでしょうか。この4ページが宮城県資源管理方針を定めたものになっておりまして、4ページから17ページまで綴られてございます。この計画自体は当初、令和2年12月1日に施行されまして、その後、管理期間の関係で令和3年3月30日に一部改正したものでございます。今回、初めてですので全体ですね、特にポイントになりそうなところを絞りながら項目ごとに説明させていただきますので、少しだけお時間をいただきたいと思っております。

まず、4ページです。作り込みですが、全部で8つの項目と7つの別紙からなっておりまして、まず、最初の方針の中心になるところを御説明いたします。

まず、第1といたしまして、資源管理に関する基本的な事項と定めてございます。その中の1、漁業の状況といたしまして、こちら本県の状況、平成30年ベースですが、生産量で26.6万トン、生産額で788.7億円。全国的には上位に位置しておりまして、漁業就業者は約6,000人おりますといったことを記載してございます。

その下、2の本県の責務といたしまして、特に今回、本県の管轄する水面におきましては、先ほどパンフレットにもございましたが、資源調査、資源評価及び資源管理を行うとこういったことを記してございます。こういったことで、1と2を合わせて基本的な事項としてございます。

続きまして、中程、第2ですけれども、特定水産資源ごとの知事管理区分といたしまして、特に設定する必要なものといたしまして(1)の水域、(2)に対象とする漁業、(3)として対象漁獲可能期間を定めてございます。こちらが第2でございます。

続きまして、第3でございます。特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準といたしまして、1に漁獲可能量、2といたしまして留保枠の設定。留保枠につきましては、漁業者にすべて当ててではなく、何か突発的なことがあったときのために、

県として担保しておくというふうなものになりますが、そういったもの。3番目として数量の融通。融通につきましては、漁業者間でのやりとりなんかを想定しまして、宮城県枠をうまく使っていこうという仕組みの1つとして、ここに記載してございます。お隣5ページ御覧ください。

第4でございしますが、知事管理区分ごとの漁獲可能量の管理の方法と記載がございします。ここは一言で申し上げますと、数量管理を徹底してやっていくといったことを記載してございまして、先に進めば漁獲割当て、個別配分ということになりますが、まずは総量管理というところで行こうということをおの中では記してございします。

続きまして、その下ですが、第5にございします。漁獲可能量による管理以外の手法による、資源管理に関する事項といたしまして記載がございします。1として、特定水産資源がございします。この特定水産資源はTAC魚種のこととして、全部で8魚種のことを意味してございします。こちらは漁獲量の上限を定めるというものですが、それに加えて、漁具の制限ですとか、網目のサイズ、そういったところの質的な管理も合わせてやっていこうとそういったことをおの中でお記載してございします。2番目、特定水産資源以外の水産資源、こちらは資源評価が十分に出来てないけれどもそういったものの中に科学的知見、そういったものを追加しながら、徐々にTACに近づけていこうとそういったことが記載されてございします。1番下の3番目、漁業者自身による自主的な取り組みについてです。1枚おめくりいただきまして、6ページ御覧ください。おの中では、漁業者自身で取り決めを進めておりますが、おの中に例えば協定のような約束事も取り入れながら進めていこうとこういう方向性として、こんな形で記載してございします。続きまして、第6ですけれども、その他資源管理に関する重要事項といたしまして、1つに漁獲量等の情報の収集と記載してございします。これですね、漁獲成績報告っていう形で出てたり、或いは市場情報そういったものからですね、集めてくるというのが基本になってございします。また、新しい動きといたしましては、おの中の(3)でございしますが、先ほど佐藤課長から申し上げましたとおり、出来るだけリアルタイムで把握するということが必要になって参りまして、そういった意味で(3)の3行目ですけれども、電子的に収集、蓄積するシステムの構築とこういったものも、現在、国主導で国、県、そして市場さん、そこをつなぐネットワーク化、そういったものでの管理というのも今新しい動きとして出ておるところでございします。続きまして下の2でございしますが、資源管理の進め方。こちら当然、県がこういった方針をつくって管理してまいりますが、主役は漁業者でございしますので、漁業者の皆さん、そしてその他関係者の理解と協力のもとに進めていくと、当然のことではありますがそういったことを記載してございします。3番、種苗放流等の取り組み。こちらにつきましても、資源管理に加えまして、資源追加というふうな意味において資源管理の中、漁獲の中に反映させていくということを示してございします。4番目で遊漁者に対する指導。水産資源を使っているのは漁業者だけではなく、遊漁者もいらっしゃいまして、魚種によってはその影響も大きいので、そこも含めて全体としていこうということで、この項目も入ってございします。続きまして、その下、第7でございしますが、宮城県資源管理方針の検討といたしまして、ただいま御説明差し上げましたとおりの方針でございしますが、こちら5年ごとを目安に見直しをして進めていくということをお記載してございします。最後に、第8といたしまして、第7までに全体の方向性をお示ししましたが、そのあとですね、この後、8ページ以降に別紙

というものがございますが、その中で個別の魚種ごとに方向性を定めようといったものでございます。まず、7ページまでにおきまして、全体の方向性でこういった形にまとまっておりますというところの御説明でございました。

1枚おめくりいただきますと8ページ、9ページに別紙1-1といたしまして、まいわし太平洋系群として記載ございます。最初のものだけ詳しく御説明いたします。これの作りは他の魚種も一緒なんですけれども、第1に特定水産資源として、対象とする資源の名称がございまして、この場合ですと、まいわし太平洋系群という形になります。その下に第2といたしまして、知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等とございます。宮城県におきましては2つ設定してございまして、1として宮城県まいわし定置網漁業、上から4行目にございます。あと中ほど下に、宮城県まいわし漁船漁業ということで、定置漁業と漁船漁業、分けた管理をしてございます。お隣9ページですけれども、第3といたしまして、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準がございまして、どのように回復していくか。これ、海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、しっかり管理していくと記載してございます。第4で漁獲可能量による管理の施行による資源管理に関する事項。そして第5におきまして、その他資源管理に関する重要事項。作りとして、この全部で第5項1の項目になっておりまして、それぞれ魚種ごとに定めているというものでございます。ただいま御覧いただきました8ページ、9ページがまいわし太平洋系群についてこれを策定したものです。

1枚おめくりいただきますと、10ページは、こちらはまあじについてお示したものの。さらにお隣、11ページ。こちら別紙1の3でございまして、さんまについてお示したものの。

1枚おめくりいただきますと、12ページと13ページ目くろまぐろでございましてけれども、12ページがくろまぐろの小型魚、お隣13ページがくろまぐろの大型魚とそれぞれ記載してございます。

さらに、1枚おめくりいただきますと、14ページこちら別紙1-6といたしまして、すけとうだら太平洋系群、さらに、お隣15ページこちらがするめいかが記載されてございます。現時点で、すでに公表されている計画がここまでになってございまして、本文及び別紙1の7までございます。

1ページおめくりいただきますと、16ページ、17ページでございまして。ここの右肩の方に赤枠で追加(案)と書いてございまして、今回追加するものがこの中で16ページのまさば及びごまさば太平洋系群及び17ページのずわいがに太平洋北部系群ということでございます。こちらを今日御審議いただく内容という形になります。

まず、別紙1-8でございましてけれども、第1の特定水産資源、まさば及びごまさば太平洋系群が対象となつてございます。第2といたしまして、知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等といたしまして、宮城県まさば及びごまさば漁業と定めてございます。その下、当該知事管理区分を構成する事項といたしまして、①で水域、水域につきましては、その下に②の記載ございまして、対象とする漁業、こちらが行われるところといたしまして②の方を御覧ください。特に、まさば及びごまさばにおきましては、本県定置網による漁獲が多いですので、こちらが主な対象漁業ということで、他にまさば及びごまさばを漁獲するすべての漁業という記載にしてございます。漁獲可能期間におきま

しては周年、また、漁獲量の管理の手法等といたしましては報告事項といたしまして、当該知事管理区分における管理の手法は現行の水準以上に漁獲量を超過させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする、「水揚げした日からその属する月の翌月10日まで」という形になってございます。第3といたしまして、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準。こちらは、全量を宮城県まさば及びごまさば漁業に全部を配分するとしてございます。第4でございしますが、漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項といたしまして、定置網漁業においては、漁獲可能量による管理側の手法として漁獲努力量による管理をあわせて行うものとする、この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、次の表の左欄に掲げる漁業の種類ごとに、それぞれ同表の右側に掲げるものとする。こちら定置網漁業が多いですので、定置網漁業を特出してありまして、努力量で1ヵ統あたり330日操業としてございます。こちらですね、実際、現場の方との意見交換の中で1ヶ月間の休漁ってところが毎年なされておりますので、まずはそれをベースにいたしまして、まさば及びごまさばにつきましては、漁獲可能量までいってませんので、まずは努力量ということで、操業のところまでどおりしっかりやりましょうということが、この中で記載されてございます。その下、第5でございしますが、その他資源管理に関する重要事項として、まずは、まさば及びごまさばの計画をこのように定めてございます。お隣17ページ御覧ください。こちら、別紙1の9といたしまして、ずわいがに太平洋北部系群について示してございます。作りは左側と同様でして、まず、第2、知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理手法等といたしまして、宮城県ずわいがに漁業という1つの形で整理してございます。対象とする水域につきましては②、対象とする漁業が行われる場所といたしまして、特にずわいがに、本県はそれほど漁獲が多いという訳ではないんですけれども、小型底びき網漁業による漁獲がございましたので、まずはこちらを頭出しして、その他関係する漁業っていう形で整理してございます。漁獲可能期間は周年、漁獲可能量の管理に関する手法、こちらまさば及びごまさばと同一でございしますが、まずは漁獲努力量といたしまして現行の水準以上、そこまで漁獲量を増加させない程度の管理っていう形にしてございまして、報告におきましても陸揚げした日からその属する月の翌月10日までで整理してございます。第3、漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準といたしまして、全量を宮城県ずわいがに漁業に配分するとしてございます。また、第4でございしますが、漁獲管理量による管理側の施行による資源管理に関する事項といたしまして、小型機船底びき網漁業が漁獲あるということで示してございまして、操業隻日数1万3,800日と示してございます。その他、資源管理に関する重要事項は特になしでございします。今回このような形で、別紙1の8、16ページ及び別紙1の9、17ページで方向性を定めてありまして、こちらの方で原案といたしまして、水産庁と協議いたしまして承認いただいた段階で、まずは海区の皆様にご意見をいただくようにということで今回お示ししたものでございます。この17ページまでが実際の管理の方向性といえますか、指針方針という形になるのですが、次の18ページ以降は、具体的にどれだけ漁獲出来ますというところの配分量が記されてございます。御覧いただいております18ページ目ですけれども、こちら5月17日付けで農林水産大臣から県あてに来たものでして、御覧いただきますとおり、2つ下の表の中で記載ございます。まず、まさば及びごまさば太平洋系群については、現行水準、その下でございしますが、ずわいがに太平洋北部系群に

つきましても、現行水準という形でございます。この表の1番右端におきましては、現行水準の場合の目安の数量ということで、過去の漁獲実績に応じたものなども含めて水産庁で試算した結果が示されておりまして、その真ん中の基本シェアにおきましては、それぞれの系群の中での割合が示されたものでございます。実際に、宮城県の状況どのようなものかというものが19ページにグラフとして示してございます。これちょっと横になりますが御覧いただけますでしょうか。中の方に表4つございまして、上の2つがまさば及びごまさば、下の2つがずわいがにに関するものでございます。それぞれのグラフともに左側にあるもの、こちら全国に対するそれぞれの魚種の割合を示したものになってございまして、例えば、まいわし、まさば及びごまさばを御覧いただきますと、白抜きの縦棒と黒塗りの縦棒でございます。白塗りはTAC量、漁獲可能量、国が示した量ということでございまして、黒塗りはそのうちの全国で漁獲された重量ということで、当然、TACより低い値できているというのが読み取れるそういった表になります。お隣、右の方を御覧ください。右の方のグラフ上下2つございまして、こちらは宮城県の割合という本県に特質したものを示したものになってございます。黒塗りの縦棒、こちらが左側地区の漁獲量で、中にある点グラフですけれども、こちらは割合を表したもので、右グラフの読み取りっていう形になります。まさば及びごまさばにおいては、直近ですと2%から3%前後、また、ずわいがににおきまして1%未満という割合という形になっております。ちなみにですけれども、先ほど水産庁からの配分で現行水準という言葉がございました。この現行水準ですけれども、このグラフの表の右下の枠を御覧いただいでよろしいでしょうか。まず、宮城県現行水準で配分されておりますけれども、※の2つ目でございます。現行水準の定義がございまして、こちら、過去の漁獲実績が概ね100トン以上であるものの資源に対する圧力が少ない、そう認められる場合に示される管理数量ということで、以前のTAC法における若干に相当するものと御理解いただければと思います。漁獲圧は多くはないけれども、今までどおりのやり方で、しっかり進めればよいというふうな判断のものになります。まさば及びごまさば及びずわいがにについては以上になります。

続きまして、20ページ御覧いただいでよろしいでしょうか。ここからはまいわしについてでございます。まいわしにつきましては、昨年御審議いただきまして、今年の1月からの管理で当初配分3万4,400トンといただいでございます。ただですね、実際漁業管理進めていく中で、今年、まいわし資源が多いということもありまして、なかなか漁獲動向が例年に比べて多く進んでるところございました。それを含めて、水産庁との協議を含めての経過でございますが、5月17日付けの文書、20ページでございますが、こちらで、一旦、4,000トン本県に追加配分いただいでおります。その後、お隣21ページでございますが、6月8日付けで一昨日になりますけれども、さらに2万トンの追加配分いただきまして、現在、5万8,400トンとなっております。これは配分ですけれども、実際どういった状況だったのかというものをお隣に22ページにお示ししてございます。カラー刷りのものになりますけれども、上の方にですね、表といたしまして2016年から最近5年間の漁獲量数値として、1番右端に2021年における漁獲量(6月9日時点)というのをお示してございます。左下のグラフは、上の数値を模式化したものでございますが、一目御覧いただきますとおり、2021年6月9日時点ですが、すでに3万8,000トンの漁獲が出来ておりまして、前年の総漁獲量、すでにもうこの時点で1万



トン以上オーバーしているといった状況でございます。宮城県におきましては、本年からまいわしの数量管理に入りましたので、特にこういった数量、細かく見ているところでございますが、右下の方、経過を御覧ください。5月8日の時点で3万4,400トンの当初枠に対して、2万7,000トン、この時点で消化率が78.7%になりまして、水産庁の基準におきまして75%以上で協議というものでございましたので、そこで協議をかけたしまして、5月17日に4,000トンの追加で、3万8,400トンの枠となったところでございます。その後、5月31日、さらに経過を見ますと、その中で漁獲が続いて89.8%まで至りまして、その後、水産庁との協議によりまして、6月8日に追加配分2万トンという形で、現在に至っているところでございます。こちらの方、6月9日時点で5万8,400トンの枠に対して3万8,322トン。割合としては65.6%となっております。ちなみに、まいわし資源ですけれども、多獲性魚類って言われるほどに資源がですね、突発的に増えたりするということもございます。本県におきましては、当然管理っていう観点がございますが、漁獲の多くは定置網漁業によるものということもございまして、そこも勘案して国の方から留保いただいたということもでございます。実際、国の方におきまして、国の留保枠として今期24万3,000トンの留保枠を持ってございまして、この枠自体は大臣管理の配分とか、或いは本県のように今年三陸全般そうなんですけど、増えているものに対する保険といえますか、セーフティーネットといえますか、そういったものになってございまして、こういったまいわしの資源の特性も踏まえての配分がなされたというふうな形で、現在このようになってございます。まいわしについては以上です。

続きまして、お隣23ページ目でございますが、こちらは報告という形になりますが、さんまについてでございます。さんま自体はですね、5月11日付けの通知で、こちらも農林水産大臣から宮城県知事に届いておりますが、宮城県におきましては、現行水準ということで管理に関しては変わりございません。ただですね、目安の数量が当初1月の時点で285トンで定められていたものが、見直しによって186トンになったということも減少になったということのお話があったということもでございます。さんまにつきましては、これも国際会議の中で議論が行われてございまして、2月の再計算の中で資源量が減ったということで、自動的に各県の配分が減ったというのが、その理由でございます。宮城県におきましては、管理区分変更ございませませんが、こういった動きもありましたのでこちらの方お付けしてございます。

最後に、24ページ以降でございますが、くろまぐろについて御説明させていただきます。くろまぐろにつきましては、5月14日付けの文書におきまして、当初配分から追加なされまして、小型魚におきまして71.9トン、大型魚で28.4トンというお知らせがございました。これ、もう少し詳しくお示ししたのが25ページでございますけれども、小型魚におきましては、当初、上の方の宮城県の漁獲枠の部分御覧ください。当初52.9トンだったのですが、その後、19トンの追加がございまして合計71.9トン。大型魚につきましては、当初20.5トンでございましたが、その後7.9トン追加されまして28.4トンという形になったということもでございます。追加配分の理由でございますが、こちらは国の方で留保しているもの、そちらの余りの均等配分。②といたしまして、前年度獲り残し、そちらからの繰り越しによる配分。そして、3つ目といたしまして、消化率メリットというものを今年水産庁の方で作りました、この消化率メリットでございますが、

それぞれ県ごとに漁獲していい漁獲可能量を示されたものに対しまして、その管理区分といたしまして、8割以上の漁獲があって、だけれども枠をオーバーしない。なので、8割以上10割未満でうまく収まっている県に対して、御褒美ってわけじゃないんですけれども、追加しようということで設定されたものでして、この3つによる追加配分ということでございます。これは本県に限らずまぐろに係る県全部でございまして、このまぐろ資源ですけれども、先ほどまいわしの方で追加配分のお話ございましたが、それとはまたちょっと経路が違うところございまして、くろまぐろのように管理が国際的になされているものにつきましては、厳格なルールがありまして、今回のルールはそういったもので基づいてなされたというところで、突発的に増えたとかそういうのではないというところ改めて御説明申し上げたいと思います。今回、与えられた配分につきましては、下の方にツリー状の図がございますけれども、このような配分で宮城県管理を行ってございます。小型魚の方で申し上げますと、71.9トンの小型魚に対して、漁業者が獲れる分として68.3トン、県の留保枠5%を計算した3.6トンが留保という形になっております。また、小型魚68.3トンにおきましては、定置漁業、漁船漁業とございますので、こちら漁獲実績に応じた配分という形で示してございます。

一方、お隣、大型魚、こちらも同様になっておりまして、28.4トンの現在枠に対しまして、県の留保分5%、1.4トン差し引いた27トンが漁業者の獲れる分、また、漁業者の獲れる27トンにつきましては、定置漁業、漁船漁業の実績に応じた配分として、このように分けてございます。実際には定置漁業、漁船漁業ともに個別配分、宮城県独自の漁業者による任意の協定ですけれども、進められておりまして、そういった管理を進めているところでございます。ちなみに、大型魚のところですが、右側の28.4トンの横に丸物の重量と米印つけてございます。こちらはですね、水揚げされた重量が、内臓ですとか鰭がカットされてきていますので、元の丸物の重量に戻すということで、ケースの1.15を乗じるという意味のものを示したものでございます。この中身につきましては、漁業者との打ち合わせを持たせていただきまして、現場の了承を得てこの形で定まったという結果をお示したものになってございます。

1ページおめくりいただきますと、26ページ、あとはあくまで参考ということでございますけれども、途中の計算式を1ページとしてお示ししましたので、後程、御覧いただければと思います。

また、お隣27ページ、こちら参考といたしまして、第6管理期間、昨年度の漁獲配分と実績というものを整理したもので、こちら参考としてお付けしてございます。ちなみに、この27ページの一番下を御覧いただきますと、漁獲枠に対する消化率が示してございまして、宮城県小型魚については80.5%とありまして、これによって管理がうまくいったということで、消化率メリットの配分もいただいているところでございます。以上ですね、数量につきましては、新しく変更になったところ、お示しいたしましたが、もうちょっとだけ、御覧いただきたいところございまして、28ページ以降でございます。

前段、佐藤課長より御説明ございましたが、ちょっと中々中身が煩雑でしたので、それをすべて整理したものが28ページから30ページに示させていただいてございます。この中で、特に下線部を引いてあるところが今回変更になったところでございますが、まず、28ページの第1のまいわし太平洋系群、こちら令和3年1月から令和3年12月の管理

になります。追加配分がございまして、58,400トンとなっております。ここが新しい今回の変更点でございます。漁船漁業、定置漁業それぞれ配分、表のとおりでございます。第2のまさは変更なく現行水準。第3のさんま、こちらも通知がございましたが、当県におきましては現行水準で変更なしです。その下第4でございますが、ここから管理期間が変わりまして、くろまぐろにおきましては、令和3年4月から令和4年3月というこちらは年度単位の管理ということで、くろまぐろ増量ありましたので71.9トンの数量、それぞれくろまぐろ漁業及び県留保枠で表のと通りの配分。また、29ページ御覧ください。こちら、上段くろまぐろ大型魚でございますが、こちらについても28.4トンの追加配分といたしまして、表のと通りの管理としているところで下線引いてございます。その下、第6でございますが、すけとうだら、こちら現行水準で変更なし。第7のするめいか、現行水準で変更なしでございます。

30ページ御覧ください。30ページにおきましては、今回、新しく計画を策定した2つの魚種でございますが、まさば及びごまさば太平洋系群、管理期間が令和3年7月から令和4年6月ということでございまして、現行水準の配分、また、同様に第9ずわいがに太平洋北部系群ですが、こちらも同じく現行水準という管理になっておりまして、以上によりまして、現在、宮城県におきましてTAC魚種は8魚種ございますが、すべての今年度の管理期間のものが定まったという形で整理したものでございます。

最後に今後の予定を御説明申し上げますが、また、2ページの方戻っていただいでよろしいでしょうか。2ページ目の3、策定結果と今後の予定でございます。ただいま5月14日から6月8日までの動きにつきましては、御説明申し上げたとおりでございまして、現在6月10日、第471回宮城海区漁業調整委員会で御審議いただいているところでございます。今後の予定ですけれども、本日御承認いただければ、6月15日、県の方から農林水産大臣へ承認申請、その後、6月18日に農林水産大臣から宮城県に承認通知をいただきまして、6月29日、こちら県の広報及びホームページにおきまして公表という流れをさせていただきまして、7月1日からの管理に合わせたいと考えているところでございます。申し訳ございません、中身がなかなか煩雑でしたので、ちょっと時間的にも内容的にも複雑なところございましたが、中身としてはこういったものでございますので、どうぞ御審議のほどよろしくお願い申し上げます。私から以上でございます。

#### ○關会長

はい。非常に長時間でしたが、佐藤課長と渡邊技術主任主査から、宮城県資源管理方針の変更に伴う追加8種と魚種の漁獲量変更の部分、4種について御説明がありました。

これについて、質疑に入りたいと思います。

御質問ございましたら御発言お願いします。なお、以前同様、発言に対しましては挙手の上、指名を得てから番号及び氏名を述べて御発言をお願いします。

御意見ございませんか。はい、尾定委員。

#### ○尾定委員

各7魚種から2魚種追加ということで、その中で7魚種も基本的には魚種1種ごとに管理される、けれども追加された2種のうち、実はまさばとごまさば、一緒くたになって、

それぞれ単価はちょっと違うと思うんですよね。それを別々に管理しなくていいのか、それとも一緒にするのはそれなりに何か理由があるのか、もしその辺、一緒にする理由は何かありましたら教えていただきたい。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

おっしゃるとおりでございます。本来できるものであればそういった形、当然魚種としてもまさば、ごまさばは違うもので、同じさばであってもありますけれども、なかなか管理すること、評価と合わせてみますとそれぞれの生息域が重なるところもございます、そういったところも含めて厳密な管理というより、まず、こういった実際人間が使うところにおきましては、まとめて管理ってところで今整理されているところ、こちら国の方でも議論ございましたが、そういったところでございます。

○尾定委員

ということは定置網で獲れてくるのを対象にしているのです、定置だと結局一緒に入ってきちゃうということよろしいですか。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

はい。一緒に入ってくるということです。

○平井委員

宮城県の資源管理方針についてという議題がありまして、実際には、まさば・ごまさばの追加、それからずわいがにの追加までが資源管理方針の変更ということに該当するんですよね。それから後半の県のTACの量についての検討というのは、それぞれの県に配分されたものがどういう漁業種に配分されるかとか、それから留保枠がどれぐらいかということが、そういう数値が妥当かどうかというのを検討すると。そうしますと、基本的には、まいわしとかずわいがにとか、まさば・ごまさばに関しては、ほとんど資源に対してあまり大きな影響がないので、そんなに数値に関しては心配することはないのでこの現行水準とそれからくろまぐろに関しては、国際ルールも基づいているので、以前なんか北海道でも大きな問題も出たので、この留保枠が5%でいいかどうかということ。大事な問題かと思うんですけれども、ここは漁協さんといろいろ協議された結果、5%というそれが妥当な数字であるというふうに考えられるという理解でよろしいんでしょうか。その2点です。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

では後半のくろまぐろの方ですけども、国の方から10%の留保枠取るようになっていうのは当初指針ではあったんですけども、本県の場合の漁獲状況ですとか踏まえて現場調整の結果、うちは5%で整理ということで、ただその分、個別管理という形で現在定置網漁業、あと漁船漁業、はえ縄とかじき流しにおきまして、個別配分というかなり厳格な管理を用いております、そういった形で進めていこうという形で全体として、現場も含めて合意が取れたという形で進めているところでございます。

もう1点、17ページまでが資源管理方針かということですが、おっしゃるとおりです。

○木村委員

この16ページ、17ページの追加はこれでよろしいと思います。

25ページ、これ定置漁業と漁船漁業でも配分あるようですが、漁船漁業の魚種はどういったものなんですか。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

魚種はですね、特に承認を受けている漁業がメインになるんですけども、はえ縄漁業及びかじき等流し網漁業の知事管理なので10トン未満の魚種をターゲットにしてございます。あと、その他といたしましては、ひき縄漁業なんかも実は承認持っているものがございまして、そういったものも含めた形ということでの整理になってございます。

○木村委員

漁船漁業この割合で間に合っているの。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

ただですね、本県もできることならどんどんお渡しできるように他県から融通してでもと考えているんですけども、実際には、皆さん一緒に日本の国の割当てということで、もう上限が決められていましたので、それに応じての配分ということで、今は我慢という言葉がいいかわからないですけども、しなければならぬというのが正直なところでございます。

○木村委員

この漁船漁業は全部が全部、宮城県の船だよな。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

県所属の船ということでございます。

○木村委員

これ定置ってというのはさ、ほとんどが他県から来てやっているんだ。もう少し宮城のことも漁師のことも考えてくれた方がいいのではないのかなあと思ったからお聞きしたんです。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

現場の皆さんとその辺協議しながら、今おっしゃられた人も承知しておりますので、進めていきたいと思います。

○鈴木会長代理

くろまぐろに関して、小型も30キロ以下ってということでいいんですよ、これ確か。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

30キロ未満になります。

○鈴木会長代理

その中で遊漁船の扱いをどう考えているのか県の方で。例えば、これ言っているのかどうかわかんないんだけど、遊漁船が獲ってきた魚が流通しているんだよね。20キロ、30キロ未満のやつが。そういうことを県の方でちゃんと把握して、こういうテーブルに乗せているのか。今後、もしそういうことがあるのであれば、遊漁船の対象をどうするのかっていうのをちょっと聞きたいなと思って。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

遊漁の問題はただいま御指摘あったとおり、なかなか看過できないということは本県もそうですし、これ水産庁も挙げて認識してございます。実はこのことに関しまして動きがございまして、遊漁船につきましては、この6月1日、ちょうど今月からですけれども、原則採捕禁止ということ、罰則規定付きで水産庁指導の管理ということで、すいません今日ちょっとお持ちしていませんが、ピラですとかそういったもので全国の遊漁団体とか含めて周知されているところでございます。

○關会長

確認したいんですが、追加配分があったまいわしですね、国が今24.3万トンの保留持ってらっしゃるそうですが、もし、今後の状況でまた宮城県にさらに追加配分ということはあるんでしょうか。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査

資料の方の22ページ御覧いただいてよろしいでしょうか。

例年の傾向ですと、5月をピークにして下がっていくという状況でございますので、おそらくその後減っていくだろうという予想を立てているんですけれども、一方で、現在取れている魚は定置網に入ってくるのは2020年級の1歳魚であり、まいわし資源評価もまだ十分にできてない、まだちょっとわからないっていうのが正直なところで、そういったものが多く入ってきているっていう状況でございます。そういう意味で、試験研究機関からはおそらくあと1ヶ月はこの状態が続くだろうと。あわせて、この後、今南の方で獲れているのは小羽という小さなものですが、関東で獲れている大羽という本主群といえますか、そういったものが北上をしますので、それも考えるともうちょっと続くかなというふうな見方で予想を立てております。

追加配分につきましては、今回水産庁から2万トンという割と大きな余裕をみていただいておりますので、まずはこの中で収めるんじゃないかというところに一旦しておりますが、もしこれまた続いてオーバーする場合には、協議という形で相談したいと思っております。

○岩沼会長代理

以前の海区で私の記憶が正しければ、他県に枠を融通して、くろまぐろですよ、まぐろ、それであると返してもらったとかっていう話、何年か前にお聞きしたんですが、結局他県にこっこの宮城県の枠をお譲りして、それを後で返していただくっていうのは今もやっていることなのでしょうか。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査  
今もその制度はございます。

○岩沼会長代理  
枠をみんなで使い果たそうっていうことなのですか。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査  
結果的にはうまく効率よく使おうという思想がそこにはございます。また、原則はまず自県のものの中でしっかり管理するよというのが基本ということでございます。

○平井委員  
6ページの(3)のところで、最近の動きということで、電子情報、市場情報等の電子化を図ったことは、御紹介いただきました資源評価種を200種に増やしたり、TAC対象種を20何種に増やすためには、どうしてもそこに何かICTを導入しないといけないと思うんですけども、宮城県の場合はどれぐらい、その令和5年にそういうふうにTAC対象評価され、資源評価種を増やしたりするという目標の中で、そのデータをうまく流通できるということに関しては何の程度進んでいるのでしょうか。状況だけ教えてください。

○水産業基盤整備課 渡邊技術主任主査  
宮城県ですね、現在県内9の魚市場ございますけれども、そちらからですね、電子的にデータを集約して管理できる体制は既にごございます。こちら、平成8年から整備してきた宮城県総合水産行政情報システムという名称のものでございますけれども、そういったものがございます。また、一応、現在水産NAVIという形で公表してございますが、まず、このシステムをベースといたしまして、この後ですね、今、委員がおっしゃられたとおり資源評価魚種が増えてまいりますので、それに対して、それをベースにあと国の方の新しく作られるシステムと連携させまして、その中で管理の方を効率良く間違いなく進めていきたいと。このシステム自体は、9の市場から直接水揚げ帳票、販売帳票が上がってきますので、そういったもので管理していきたいというふうに考えているところでございます。

○關会長  
その他の御意見ございませんでしょうか。

なければ、県から諮問のあった宮城県資源管理方針の変更については、原案どおりで差し支えない旨答申することに御異議ございませんか。

○各委員

異議なし。

○關会長

ありがとうございます。異議なしと認め、令和3年6月9日付け水整第127号により諮問のあったこのことについては、原案どおり差し支えない旨答申することといたします。

-----審議事項終了-----

【 報 告 事 項 】

○關会長

次に、報告事項に移ります。

報告事項「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び70周年記念大会について」を上程いたします。事務局から説明願います。

これは千葉さん。よろしくお願いいたします。

○事務局 千葉主事

私の方から資料3の報告事項「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び70周年記念大会について」を御報告させていただきます。こちらはですね、例年、東京もしくは地方の方で開催されておりまして、会長と御一緒に出席させていただいているんですけども、新型コロナウイルスの影響でですね、昨年度は書面決議となっており、今年度も、昨年同様書面決議となっておりますので、今回はその書面決議の内容を御説明させていただきたいと思っております。その前にちょっと補足になるんですけども、前回の委員会の際に太平洋広域漁業調整委員会の会議に出席する場合、会長が不在になった場合ですね、代理で誰か出席した方がいいのかという御質問があったんですけども、太平洋広域漁業調整委員会の場合は、会長が互選されて委員となっておりますので、不在の場合は事務局の方が出席し、会議の内容を把握した上で、今回の委員会の開催の際に御報告させていただく形となっております。もし、議題の中で専門的な部分がある場合は、会長代理などに御一緒に出席していただくこともあるかと思っておりますので、その際はよろしくお願いいたします。

なお、今回のこちらの全国漁業海区調整委員会連合会の方はですね、各都道府県の海区の会長となっている方がそのまま会員となりますので、会長が不在の場合は、事務局及び会長代理などの他の委員の方が代理で出席することになりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料の方に入りまして、2ページ目をお開きください。こちらが令和3年度通常総会の次第となっております。例年、第1号議案から第5号議案まで審議が行われた後に連合会会長の表彰の授与が行われます。次、3ページから8ページの方は、第1号議案となっております。こちらの方は令和2年度の事業報告、収支決算余剰金処分案の承認についてとなっております。令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、通常総会とか理事会であったり、事務局会議であったり、そういった会議がすべて中止となっておりますので、予算に対して支出の方は少なくなっております。

次、9ページから11ページの方は第2号議案となっております。令和3年度の事業



計画及び収支予算案の承認となっております。こちらは例年どおりのものを開催する予定でありますが、昨年、70周年記念大会を延期しておりますので、その分、今年度ですね、開催する予定でいたんですけども、こちらはまた今年度もですね、新型コロナウイルスの影響によりまして中止となりましたので、そのために70周年の記念誌を発行する予定で準備をしているということでございます。

次に、12ページ目から21ページ目までは第3号議案となっております、全国海区漁業調整委員会としての要望活動の内容となっております。こちらもほぼ例年同様の要望となっておりますが、昨年、改正漁業法が施行されたことに伴いまして、14ページ目ですね、海区漁業調整委員会制度についての右側の4と5が新規の案件として要望をしているところでございます。当海区におきましても、太平洋くろまぐろ資源管理についてや沿岸資源の適正な利用について、また、外国漁船問題等について要望しております。

次に、22ページをお開きください。こちらに全漁調連諸会議の実施状況と令和3年度から7年度の開催計画についてということで載っているんですけども、下の方を見ますと、令和4年度のところで、総会が宮城県というふうになっております。来年度、通常総会の会場が宮城県となっておりますので、例年、5月に行われておりますので、来年度も5月頃に開催予定で進めてまいりたいと思っております。開催県としての役割などは今後、全漁調連の方と連絡して確認してまいりたいと思っております。

続きまして、23ページ目から29ページ目までは会則や第17期の役員の一覧となっておりますので、後程、御確認いただければと思います。

最後に、30ページから70周年記念大会の表彰者の名簿となっております。先ほども少し御説明させていただきましたが、70周年記念大会について、昨年度開催される予定でしたけれども、中止となってしまったため、今年度に延期ということになってしまったんですけども、今年度も開催が出来ないということで、全漁調連の方からですね、表彰者の方あてに、賞状及び記念品が贈呈される予定でございます。31ページの方にですね、左側の上の方に39、40、41というところなんですけれども、宮城海区から關会長と伊藤進前委員、鈴木正悦前委員が水産庁長官の感謝状の表彰の対象者となっておりますので、今回は賞状が間に合わなかったもので、次回の海区の際に表彰状届いておりましたら授与を行いたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけれども、私の方から以上で総会及び70周年記念大会の報告を終わらせていただきます。

#### ○關会長

はい。説明終わりましたが、何か御意見等ございますでしょうか。

特段ないですか。

なければ、報告事項「全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び70周年記念大会について」は、これまでといたします。

—————報告事項終了—————

【その他】

○關会長

その他に移ります。

「第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～開催記念100日前イベントについて」について県から御説明願います。田代さん。

○全国豊かな海づくり大会推進室 田代技術副参事兼総括室長補佐

100日前イベントについて御紹介させていただきたいと思います。10月3日に開催されます全国豊かな海づくり大会まで、本日付けで、あと115日となりました。6月25日には、ちょうど100日前ということになりますので、この100日前に海づくり大会の機運を高めようということで、今、イベントを計画しております。皆様のお手元の方にチラシを配布させていただいておりますが、県庁の2階講堂を使いまして、2部構成で開催する予定で準備を進めております。第1部といたしましては、宮城県警音楽隊によるミニコンサートを行います。これは時間といたしましては、正午から午後1時までということで、海に関係する曲を中心にだいたい8曲から9曲演奏していただく予定にしております。県警のカラーガード隊なども出演していただくという予定になっております。このミニコンサート終了後にですね、場面を変えまして、昨今、問題になっております海洋プラスチックごみの対策というのをテーマにいたしまして、シンポジウムを開催いたします。シンポジウムの内容といたしましては、東京大学大気海洋研究所の道田豊教授に基調講演をお願いいたしまして、海洋プラスチック問題の現状と課題ということで講演いただきます。その他、宮城県をはじめといたしまして、海浜清掃に取り組む県内団体の事例紹介と海浜清掃に取り組んでいる団体の方々に参加いただきまして、パネルディスカッションを開催いたします。パネルディスカッションには石田副部長にも参加いただきまして、いろいろ御意見をいただきたいと考えているところでございます。

裏面の方を見ていただきたいんですけども、この100日前イベント、是非ともですね、御興味のある皆様にも参加いただきたいと思っております。ただ、新型コロナの関係もございまして、1部、2部ともそれぞれ別個に申込みが必要になってまいります。この申し込みにつきましては、豊かな海づくり大会の公式ホームページがありますので、そちらの方から申し込んでいただくという形になります。是非、せっかくの機会ですので、海づくり大会の機運醸成というところも含めまして、御参加いただければ大変ありがたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

あと、あわせてですね、6月24日、25日と県庁の1階ロビーで、県内特産品の販売会を行います。農林水産物の美味しい食材を販売いたしますので、こちらの方もですね、もし機会がありましたら覗いてみていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。私の方からは以上です。

○關会長

はい。どうもありがとうございました。

ただいまの御説明に質問、御意見ございませんでしょうか。無いようですね。

その他、どなたか御意見ありますか。

はい。高橋委員。

○高橋委員

審議事項の資料の2の方ですね、管理方針の変更についてのページ、6ページですね、3. 種苗放流等の取組という項目がありますね、下の方です。これ少し、苦言を呈したいなとそういうふうに思っていますね、県下の漁業協同組合各支所たくさんありますが、ほとんどの県南地区を除いては、あわびの種苗生産等はすべて県と関わっております。県が多いですかね、補助率2分の1、あとは地元の漁協さんが対応するとそういうことになっているんですがね。本年もですね、あわびの種苗が小さ過ぎると。昨年も確かそうだったんですよ。それで持ってきた種苗ですね、これでとつてもじゃないが生育出来ないだろうと。それで苦言を呈して、さらに今年もですね、来ることになったんですが、1回目は25ミリから30ミリが少し来ますが、その後、その成長が悪いわけで、10月頃までずれこむと言っているんですよ。そんなもんで県に交渉してね、それいらぬからと言った。わざわざ莫大なお金をかけて、なぜ、そういうふうにするのか、水産試験場の方から何かお答えないのかと言ったら、まだ何とも言われませんよね。これ昨日の話ですから。なぜ、その種苗生産は順調にやってきた生育が悪くなったんだ。そういうことは何かこちらで把握してませんか。

○關会長

この件について、どなたかお答えいただけますか。

○水産基盤整備課 佐藤課長

あわびの種苗については、宮城県水産振興協会の方に県から委託をして、生産していただいているわけですが、機器の不良ですとか、或いはちょっと生産の段階でちょっとトラブルがあったりして十分な量の出荷に至らなかったっていうのは、委員のおっしゃるとおりでございますけれども、今言った、そうした不具合の部分何とか改善してですね、御要望にお答え出来るような種苗生産に向けてですね、今、協会の方といろいろ御相談をさせていただいているところです。

震災を受けて、前は谷川にあったんですけども、七ヶ浜の松ヶ浜の方に、平成27年に新しい設備を整備させていただいて、2年後の平成29年から生産、出荷に至ったわけですが、やはりですね、海域が変わったこともあって、なかなか難しい部分というか、あと、水質も変わって、その辺の管理が難しい部分とかいろいろあるんですけども、所詮言い訳にはなってしまうんですけども、今、委員おっしゃられたようなことを改善してですね、御要望にお答え出来るように生産に向けて、今、鋭意努力しているところでございますので、何卒御理解いただきたいというふうに思っております。

○關会長

はい。そういうお答えなんです。

○高橋委員

はい。わかりました。

○關会長

高橋委員、今のようなお答えなんです、私もちよつとあわびに関係したことがあるので、これね、そういう状態だと回復、完璧にするのにきちつとした手当まで時間少しかかると思われます。ですから、そういう小型の稚貝を放流する際の生き残りを高める工夫を県から御指導いただくように、私からも進言したいと思います。

具体的には、そういういきなり海からぼんと撒くのではなくて、そこの海域に馴致させてから放流するっていうようなことも含めてですね。生き残りを高めるような工夫を当面はせざるを得ないだろうと思います。今後、やっぱり大きい稚貝になるように改善を進めていただく必要があると思いますので、県の試験研究機関を含めて問題点を明確にしていただいたらいいんじゃないかと思います。

○高橋委員

木村委員さん共々ですね、県庁の方にお伺いいたしましてですね、県の農林属の議員さん、県の課長さんとですね、議論しまして、今後とも水産業の発展のためにはですね、この制度2分の1を当分の間続けてもらいたいとそういう県行政をお願いいたしまして、私が発言したんでありますが、当分そういうことでは協力いたしますというそういう安心感をいただいておりますからね。なお、決定したその種苗管理をですね、さらに、その従来の3センチ、3センチ5ミリと大きくですね育ててもらいたいなとそういうふうに思っております。

また、会長言われましたとおりですね、私の方でもいろいろその以前からいかにしたら大きくなるかということですね、網ですくったり、様々な用具を作ったりですね、さらに大きくして放流しております。そのすべて50%はそういうふうにしておりますから見事にですね、放流段階でちよつと放流しないで自分の口に放流したくなるくらいのサイズにはなっております。どうもありがとうございました。

○關会長

はい、どうぞ。

○水産林政部 石田副部長

私の方からも一言だけお話をさせていただきたいと思います。

今、御指摘いただいたとおり、あわびの種苗生産の方、施設が出来てから1、2年ぐらいは何とか目標数量くらいはクリア出来ていたんですが、ここに来てちよつと厳しい状況になっていて、その原因については今、佐藤課長の方から話したとおりです。

また、水温の関係とか、最近随分高くなって来てますんで、夏場の管理とか、水質の保全、その維持とか、そういったところでもちよつと今の施設は難しいところがある。新しい施設なりの管理の仕方、仕様、そこを確立するまでに今ちよつとまだバタバタしているところかなというところがあるんですが、そう言ってもやはり一刻も早くですね、皆様の御希望に沿えるような生産体制になるように努力していきたいと。

それで県の方では、今年栽培の基本計画も改めて検討していかなきゃならない年となっ

ていますので、その中であわび、その他の種につきましても、漁業については検討していきたいというふうに思っています。それから放流する場所の方なんですけども、これも今よく言われている磯焼けの拡大ということで、そもそもその放流する場所の適地がだんだん無くなってきているような、そういった今状況にあります。県の方では去年、藻場ビジョンという磯焼け対策の長期計画を立てまして、ソフト対策、それからハード対策両面でこれから進めていこうと。これを重点的に取り組んでいこうというふうに考えておりますので、まずは、それぞれの現場の状況、そういったものをお聞かせいただきながら、具体的な対策を講じていけるように、取り組んでまいりたいと思いますので、御理解いただければというふうに思います。私の方から以上です。

○關会長

どうもありがとうございました。

はい、どうぞ。

○鈴木委員

やっぱり私の方唐桑でも、そっちの方からあわびの種苗を頂いて、稚貝を放流するんですけどね。やっぱり金額的にも中々安いものでないし、中々、お金工面するのも大変だけれども、実際、自分も現場に行って放流するんですよ、受け取って。唐桑の場合だと、冷水のタンクに2～3日入れてちょっと落ち着かせてやっているんです。そして更に高橋さんのようにかき殻に付着させて、そして落しちゃう感じはするんですけども、小さいやつぱらっとやっちゃうとですね、魚が来て食べるんですよ。現実にはその放流する現場で、ねうなんか来て食べているのを見てるんです自分も。やっぱりあんまり小さいのっていうのは、ちょっとよろしくないかなと。高橋委員言うように、少しでも大きいやつ、すぐこれが海底に付くようだったら、魚の食害なんかも防げるのかなという感じで思います。そんなところで自分やってみて感じたことなんですけど、そんな感じでやって見えています。以上です。

○關会長

はい。

石田副部長がおっしゃったように、努力してこれから改善されるそうですので、試験研究機関も含めて、県のこれからの改善努力をお願いします。

はい、どうぞ。木村さんどうぞ。

○木村委員

振興課の方に教えて欲しいんです。資料の1-2、これの10ページ。

水揚げ状況で、あかがいは慢性的な貝毒だからしょうがないのかなと思うんですが、ほっきがいに対しては、ほぼ、もう同じぐらいかと。こたまがいというの、どんな貝だか私もよくわかんないんですけども、令和1年は若干獲れているようなんですけども、令和2年はゼロなんだよね。どういうことなんですか。

○關会長

はい、お願いします。

○水産業振興課 本田技術主査

こたまがいにつきましては、仙台湾の資源に関する最新のデータは無かったんですけども、この漁獲の実態としましては、近年、特に単価も低くて、こたまがい自体もあまり獲ってないと。ただ、物も少し減ってきているというふうに組合さんの方から伺ってございます。

○岩沼委員

ほとんど市場には流通ないですね。

地元の方がお獲りになって食べるくらいじゃないですかね。

○關会長

木村さんよろしいですか。

○木村委員

わかりました。

○關会長

はい。

その他、何かよろしいですか。

はい、どうぞ。

○平井委員

要望なんですけど、冒頭石田副部長さんからアルプス処理水の風評被害に関するワーキンググループと、それから宮城の連携会議のヒアリングが6月7日にあったってお話いただきまして、前回、この会議でも要望しようかと思ったんですが、まだ、連携会議は内部の会議で中身が出せないんだというふうに言っていたので、要望しなかったんですけども、前回は合同だったので、要望の資料とかも、半分公表な形で出ていたと思うんですけども、ユーチューブでなんか、実況も僕は聴かなかったんですけども、もし、差し支えなければ、なんか6月中には中間報告も出るというふうに伺っておりますので、ぜひ差し支えない範囲で、この会議の中でもぜひ情報共有いただいて状況を知るという意味で、何か差し支えなければ、御報告をいただければありがたいというふうに思うんですけども。

○關会長

はい、どうもありがとうございます。

はい、どうぞ。

○水産林政部 石田副部長

連携会議につきましては、前回開催された2回目の会議、これ第1回目と同じようにですね、原子力対策課のホームページの方から入って、ユーチューブの方で会議の状況、録画されたものですが、見る事が出来る、聴く事が出来ると思います。

その中で今回は水産の方、それから観光、農業、それぞれの分野の方から意見・要望書の報告をいたしまして、水産の方からも報告をしております。基本的にはですね、やっぱり国、東電の説明がまだまだ十分にされている状況ではない、不足している状況にあって、かつ、その放出前に取り組む具体的な対策が国からも明示されていないという状況にあるということで、我々、水産業界関係者が納得するまで協議が尽くされていないという中では、宮城県の水産業界として、海洋放出は反対ということで、まず、その方針の考え方については説明していただき、そのあとですね、海洋放出以外の方法を再検討してもらえないかということであるとか、安全と安心を大事だということを認識した上で風評対策、風評を抑制する対策を具体的に示して欲しい、国の方にはそういう具体策を今回示して欲しいというような要望を、率直な関係団体の意見・要望ということで、お伝えしたというのが今回でした。今、海区の委員さんの方からもやっぱり関心が高いことであると思いますので、また今度、連携会議がいつ開催されるかっていうのはまだ未定の状況でありますけども、節目節目ですね、海区の方、向こうの会議におきましても、連携会議の状況がどういうふうになるのか、なっているのか、その概略については御報告させていただきたいと思っております。

○關会長

ではよろしく申し上げます。他にございませんでしょうか。  
なければ、事務局から事務連絡をお願いしたいと思います。

○事務局 鈴木総括次長

事務局から、次回の海区漁業調整委員会の開催日時について、連絡いたします。

今回は、8月3日(火)県庁9階第一会議室で開催予定です。時間は午後の予定ですが、現在調整中ですので、改めて御連絡させていただきます。

なお、9月30日までクールビズを実施しているため、上着及びネクタイの着用は不要です。事務局からは以上です。

○關会長

はい、どうもありがとうございました。  
7月はなかったでしょうか。

○事務局 鈴木総括次長

7月は休会となります。

○關会長

本日予定しておりました議題は、以上で全て終了しました。本日の委員会はこれで終了

いたします。

○事務局 鈴木総括

關会長，委員の皆様，本日はありがとうございました。

— 委員会終了 —



《議決（決定）事項》

審議事項

- (1) 小型機船底びき網漁業の制限措置（案）等について
- (2) 宮城県資源管理方針の変更について

報告事項

全国海区漁業調整委員会連合会通常総会及び70周年記念大会について

その他

第40回全国豊かな海づくり大会～食材王国みやぎ大会～開催記念100日前イベントについて

以上の記録は的確であることを認め署名する。

会 長 關 哲夫

署名委員 中井光行

署名委員 高橋平勝

書 記 千葉みゆき

